

掛川市立千浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（第1章総則第2条）

2 いじめに対する基本的考え

(1) いじめの理解

いじめは「どの学級・学校でも起こりうるもの」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立つ。

いじめは、単にいじめを受けている児童と、いじている児童という二つの立場の関係だけで捉えることはできない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童や、「傍観者」として周りで見ている児童を含め、集団全体の問題と捉え、集団を人権意識が高く、自浄力のある集団に育てる必要がある。

千浜小学校は、単学級である。安定した人間関係は一方で固定化につながりやすいことを認識し、児童理解につとめる。

(2) いじめの根絶にむけて

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けて組織として対応する。

(ア) いじめの未然防止

児童の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育み、心の通い合う、温かな人間関係の中で児童を育て、社会全体でいじめが起こりにくい人間関係をつくり上げ、いじめの未然防止に取り組む。

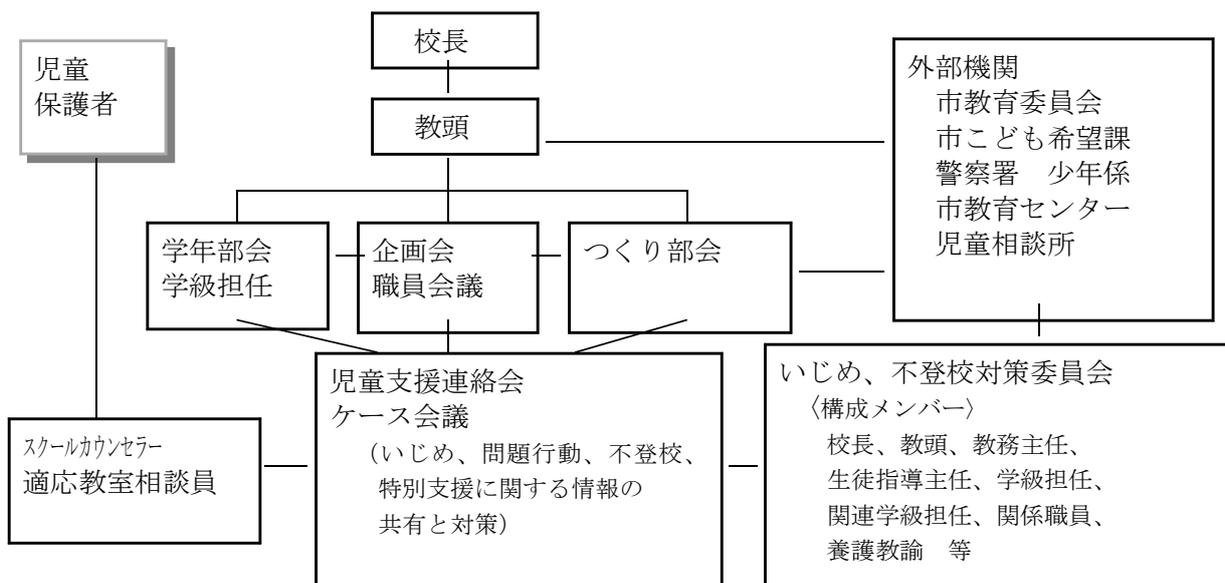
(イ) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する。

(ウ) 関係機関等との連携

学校、家庭、地域が連携・協力することはもとより、関係機関と連携する。

3 いじめ防止対策組織



☆ いじめの対処や重大ケースへの対処等は「掛川市いじめ防止基本方針」を参考とし迅速かつ、ていねいに対処する。

4 いじめ防止等の日常の指導

